

契約基本約款目次

この約款の趣旨

1. 総則

第1条 総則

2. 会社の責任開始期

第2条 会社の責任開始期

3. 契約締結時の書面

第3条 契約締結時の書面

4. 保険料の払込

第4条 保険料の払込

第5条 保険料の払込方法（経路）

第6条 保険料の一括払込または前納

第7条 払込期月内に保険料の払込がない場合

5. 保険契約上の保全取扱

第8条 保険料払込方法（回数）の変更

第9条 保険金額等の減額

6. 保険契約者

第10条 保険契約者

第11条 保険契約者の住所の変更

7. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第12条 詐欺による取消

第13条 不法取得目的による無効

8. 告知義務および告知義務違反による解除

第14条 告知義務

第15条 告知義務違反による解除

第16条 保険契約を解除できない場合

9. 重大事由による解除

第17条 重大事由による解除

10. 解約

第18条 解約

11. 保険金等の受取人による保険契約の存続

第19条 保険金等の受取人による保険契約の存続

12. 社員配当

第20条 社員配当金の割当

第21条 社員配当金の分配

13. その他

第22条 請求の手続き

第23条 解約払戻金等の支払時期および支払場所

第24条 契約年齢の計算

第25条 契約年齢または性別の誤りの処理

第26条 時効

第27条 契約内容の登録

第28条 保険料の払込方法（回数）が一時払の場合の特則

14. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第29条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

契約基本約款

この約款の趣旨

この約款は、下表の保険契約（以下、「保険契約」といいます。）について、共通して適用される基本的な契約事項を規定しています。保険契約の普通保険約款は、下表のとおり、この約款のほか、締結する保険契約に応じた給付および取扱を定める約款（以下、「給付約款」といいます。）で構成され、保険契約にはこの約款および給付約款が同時に適用されるものとします。

保険契約	保険契約の普通保険約款	
終身保険（有配当2012）契約	契約基本約款	終身保険（有配当2012）給付約款
定期保険（有配当2012）契約	契約基本約款	定期保険（有配当2012）給付約款
養老保険（有配当2012）契約	契約基本約款	養老保険（有配当2012）給付約款
生存給付金付定期保険（有配当2012）契約	契約基本約款	生存給付金付定期保険（有配当2012）給付約款
3大疾病保障保険（有配当2012）契約	契約基本約款	3大疾病保障保険（有配当2012）給付約款
身体障害保障保険（有配当2012）契約	契約基本約款	身体障害保障保険（有配当2012）給付約款
介護保障保険（有配当2012）契約	契約基本約款	介護保障保険（有配当2012）給付約款
総合医療保険（有配当2012）契約	契約基本約款	総合医療保険（有配当2012）給付約款
がん医療保険（有配当2012）契約	契約基本約款	がん医療保険（有配当2012）給付約款
特定損傷保険（有配当2012）契約	契約基本約款	特定損傷保険（有配当2012）給付約款
年金保険（有配当2012）契約	契約基本約款	年金保険（有配当2012）給付約款
継続サポート3大疾病保障保険（有配当2015）契約	契約基本約款	継続サポート3大疾病保障保険（有配当2015）給付約款

1. 総則

第1条（総則）

- この約款は、保険契約の普通保険約款の一部を構成するものであり、給付約款とあわせて保険契約の普通保険約款とします。
- 保険契約に付加している特約があるときは、この約款または付加している特約とくに規定のない限り、この約款の規定はその特約にも適用されるものとします。

2. 会社の責任開始期

第2条（会社の責任開始期）

- 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または第14条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付により、承諾の通知を行いません。

3. 契約締結時の書面

第3条（契約締結時の書面）

- 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
 - 当会社名
 - 保険契約者の氏名または名称
 - 被保険者の氏名
 - 保険金、給付金、年金（以下、「保険金等」といいます。）の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - 支払事由（付加する特約については特約の名称で代えることがあります。）
 - 保険期間
 - 保険金等の額
 - 保険料およびその払込方法（回数）
 - 契約日
 - 本条の書面を作成した年月日
- 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。

3 前2項の規定にかかわらず、保険契約が更新される際は、会社は、新たな契約締結時の書面を交付しません。

4. 保険料の払込

第4条（保険料の払込）

- 1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - (1) 第1回保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
- 3 第1項第2号の保険料が、それぞれの応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、第1号、第2号および第3号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
 - (1) 保険契約または付加している特約の消滅（第12条（詐欺による取消）または第13条（不法取得目的による無効）に該当する場合を除きます。）
 - (2) 継続サポート3大疾病保障保険契約の給付約款に定める3大疾病保険金の支払事由に該当した場合
 - (3) リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により保険金額が減額された場合
 - (4) 第9条（保険金額等の減額）の規定による保険金額等の減額
 - (5) 保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由の発生
- 4 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、第1号に定める日からその日を含めて第2号に定める日までの月数（月ごと応当日から翌月の月ごと応当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。ただし、前項第1号、第2号および第3号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に支払います。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する月ごと応当日
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する契約応当日の前日
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで。第7項において同じ。）に保険金等（保険期間の途中で支払事由の生じる生存給付金を除きます。以下、本項および次項において同じ。）の支払事由が生じた場合には、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金等およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。
- 6 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険金等を支払いません。
- 7 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第5条（保険料の払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
 - (2) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
 - (3) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法

- (4) 団体扱 所属団体を經由して払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りま
す。）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号および第4号に定める保険料の払込方法（経路）を選択する場合につ
いては、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方
法（経路）を選択することはできません。
- (1) 前項第2号の場合 保険料口座振替特約
(2) 前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約
(3) 前項第4号の場合 保険料団体扱特約
- 3 第1項各号の保険料払込方法（経路）に応じたこの保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。
- (1) 第1項第1号、第2号または第3号の場合 基本保険料率
(2) 第1項第4号の場合 団体保険料率
- 4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払
込方法（経路）について、第2項の規定を適用します。

第6条（保険料の一括払込または前納）

保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、会社の定める範囲内で、つぎのとおり将来の保険料をまとめて払い
込むことができます。

- (1) 月払契約の場合
- (ア) 当月分を含む、以後3か月分以上12か月分以下の保険料を一括して払い込むことができます。
- (イ) (ア) の場合、会社所定の率により割引きます（以下、一括して払い込まれる保険料を「保険料一括払込金」とい
います。）。
(ウ) 保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料一括払込金に残額があるときは、その残額（保
険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第9条（保険金額等の減額）の規定により保険金額等が減額されたときお
よび第18条（解約）の規定により付加している保険料払込免除特約が解約されたときを除き、その払込を要しなく
なった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受
取人に払い戻します。
- (2) 年払契約の場合
- (ア) つぎに到来する払込期月の保険料を含む2年以上の保険料をまとめて払い込む場合に限り、前納することができ
ます。
- (イ) (ア) の場合、会社所定の利率で割引きます（以下、前納される保険料を「保険料前納金」といいます。）。
(ウ) 保険料前納金は、会社所定の利息をつけて積み立てておき、契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
(エ) 保険料前納期間の終了した場合または保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料前納金に
残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第9条の規定により保険金額等が減額さ
れたときおよび第18条の規定により付加している保険料払込免除特約が解約されたときを除き、その払込を要しなく
なった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受
取人に払い戻します。

第7条（払込期月内に保険料の払込がない場合）

- 1 保険料の払込が第4条（保険料の払込）第1項に定める払込期月内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定
めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まれなければ払込期月の経過後3か
月目の月における月ごと応当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 2 前項の通知を行なう場合、第11条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。
- 3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3
か月目の月における月ごと応当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 4 前項の規定により保険契約が消滅した場合で、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金からその時まですでに
到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- 5 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険金等（保険期間の途中で支払
事由の生じる生存給付金を除きます。以下、本項および次項において同じ。）の支払事由が生じたときには、会社は、その
時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金等およびその他の支払うべき金
額をいいます。）から差し引きます。
- 6 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さ
い。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険金等を支払いません。
- 7 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険料の払込の免除事由が生じた
ときには、保険契約者は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込
保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

5. 保険契約上の保全取扱

第8条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができ
ます。

第9条（保険金額等の減額）

- 1 保険契約者は、保険金額（保険金額には継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金額を含むものとし、年金

保険契約の死亡保険金の金額は含まないものとします。以下、同じ。)、給付日額、給付金額、年金額(以下、「保険金額等」といいます。)の減額を請求することができます。

- 2 本条の請求により保険金額等が減額された場合、会社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 前項の規定により解約払戻金を支払う場合、本条の請求があった時まですでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
- 4 会社は、第1項の規定にかかわらず、つぎの各号の減額は取り扱いません。
 - (1) 減額後の保険金額等が会社の定める限度を下回る減額
 - (2) 年金保険契約の場合で、年金開始日が到来している保険契約の減額

6. 保険契約者

第10条(保険契約者)

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます(年金保険契約については、年金開始日前の場合に限ります。)
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めて下さい。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第11条(保険契約者の住所の変更)

- 1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

7. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第12条(詐欺による取消)

保険契約者、被保険者または保険金等の受取人の詐欺により保険契約の締結が行なわれたときは、会社は保険契約または付加している特約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第13条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金等(保険料の払込の免除を含みます。以下、本条において同じ。)を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約または付加している特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

8. 告知義務および告知義務違反による解除

第14条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社所定の告知書(電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。)で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第15条(告知義務違反による解除)

- 1 保険契約者または被保険者が、前条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約または付加している特約だけを解除することができます。
- 2 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、会社は保険金等の支払または保険料の払込の免除を行いません。またすでに保険金等を支払っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその保険金等の受取人が証明したときは、保険金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 本条の規定による保険契約または付加している特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人に解除の通知をします。

備考

1. 電磁的方法

第14条(告知義務)および第25条(契約年齢または性別の誤りの処理)に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- 5 前項の保険契約者に対する通知を行なう場合は、第10条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。保険金等の受取人または死亡時支払金受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 6 本条の規定により保険契約または付加している特約が解除された場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約または付加している特約が解除され、かつ、解除された日の直前の月ごとと当日（解除された日が月ごとと当日の場合はその日。以下、本項において同じ。）以後に保険金等の支払事由に該当し、その保険金等が支払われる場合解除された日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。
 - (2) 前号以外の場合
解除された日の直前の月ごとと当日の前日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごとと当日の前日まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。

第16条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じているとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金等の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）を除きます。
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

9. 重大事由による解除

第17条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約または付加している特約だけを解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は、被保険者を除きます。）または保険金等の受取人がこの保険契約もしくは付加している特約の保険金等（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的または第三者に保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約または付加している特約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 前4号のほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約または付加している特約の存続を困難とする前4号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金等の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）または保険料の払込の免除事由（以下、本項において「免除事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由または免除事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、その支払事由または免除事由については、保険金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号（ア）から（オ）までに該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その保険金等の受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下、本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除を行ないません。
 - (2) 会社は、その支払事由により、すでに保険金等を支払っていたときでもその返還を請求することができ、また、その免除事由により、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定による解除については、第15条（告知義務違反による解除）第4項から第6項までの規定を準用します。

- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定により保険契約または付加している特約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金等を支払わないときは、支払わない保険金等に対応する部分については第15条第6項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- 5 第1回年金支払基準日以後に本条の規定により年金保険契約が解除された場合には、年金保険契約については、第15条第6項中「解約払戻金」とあるのは「将来の年金の現価に相当する金額」と読み替えます。
- 6 第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号（ア）から（オ）までに該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金保険契約のうちその年金受取人に対応する部分についてのみ本条の規定を適用するものとします。
- 7 総合医療保険契約、がん医療保険契約または特定損傷保険契約の場合で、死亡時支払金受取人がいるときは、第1項第4号中「保険契約者、被保険者または保険金等の受取人」とあるのは「保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人」と、「保険契約者または保険金等の受取人」とあるのは「保険契約者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人」と読み替えて、第1項第4号の規定を適用します。

10. 解約

第18条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。
- 2 保険契約者は、将来に向かって付加している特約を解約することができます。
- 3 会社は、第1項の規定にかかわらず、つぎの各号の解約は取り扱いません。
 - （1）年金保険契約の場合で、第1回年金支払基準日が到来している保険契約の解約
 - （2）継続サポート3大疾病保障保険契約の場合で、継続サポート年金支払期間中の保険契約の解約
- 4 第1項の規定により会社が解約払戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があった時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

11. 保険金等の受取人による保険契約の存続

第19条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約（特定損傷保険契約を除きます。）の解約（保険金額等が減額される場合を含みます。以下、本条において同じ。）をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約（年金保険契約については、年金開始日前の場合に限ります。）は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金等（死亡払戻金を含みます。以下、本条において同じ。）の受取人（養老保険契約の場合には満期保険金受取人を、年金保険契約の場合には年金受取人を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - （1）保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - （2）保険契約者でないこと
- 3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときで、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金等の受取人に支払います。
 - （1）保険金等を支払うことにより保険契約または付加している特約が消滅するとき
 - （2）生存給付金を支払うとき
 - （3）継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金を支払うとき
- 4 年金保険契約の場合で、第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、年金開始日が到来したときは、会社は、第2項本文の金額を保険契約の責任準備金から差し引いて債権者等に支払い、差し引き後の金額（年金開始日まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、その未払込保険料を差し引いた金額とします。以下、本項において同じ。）を一時に年金受取人に支払います。この場合、保険契約は消滅したものとします。ただし、差し引き後の金額によって計算される年金額が会社の定める金額以上であるときは年金額を改めて年金を支払います。この場合、保険契約は消滅しません。

12. 社員配当

第20条（社員配当金の割当）

- 1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につきの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。
 - （1）つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する保険契約（年金保険契約については、年金開始日前の場合、継続サポート3大疾病保障保険契約については、3大疾病保険金の支払事由が該当日（3大疾病保険金が支払われる場合に限ります。以下、本項において同じ。）前の場合に限ります。）

- (2) つぎの事業年度中に、保険契約の見直しに関する特約による保険契約の見直し（以下、「保険契約の見直し」といいます。）または保険金等の支払（年金の一括支払を除きます。）により消滅する保険契約
 - (3) つぎの事業年度中に、被保険者の死亡により消滅する保険契約（死亡保険金のない保険契約の場合に限ります。）
 - (4) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約（第2号に該当する場合を除きます。）
 - (5) つぎの事業年度中に、リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により保険金額が減額される保険契約
 - (6) つぎの事業年度中に、保険料払込免除特約により保険料の払込が免除され、保険契約の見直しに関する特約に定めるところにより、充当価格の残額が払い戻される保険契約
 - (7) つぎに定める年金保険契約
 - (ア) つぎの事業年度中に、年金開始日が到来する保険契約
 - (イ) つぎの事業年度中に、年金開始日の年単位の応当日が到来する保険契約
 - (ウ) つぎの事業年度中に、死亡一時金の支払により消滅する保険契約
 - (8) つぎに定める継続サポート3大疾病保障保険契約
 - (ア) つぎの事業年度中に、3大疾病保険金の支払事由に該当し、3大疾病保険金が支払われる保険契約
 - (イ) つぎの事業年度中に、継続サポート年金の支払事由に該当し、継続サポート年金が支払われる保険契約
 - (ウ) つぎの事業年度中に、被保険者の死亡により消滅する保険契約（3大疾病保険金の支払事由が該当日以後の場合に限ります。）
- 2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

第21条（社員配当金の分配）

- 1 前条（社員配当金の割当）第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおり分配します。
- (1) その事業年度末の属する保険年度末までの保険料が払い込まれている場合には、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。ただし、年金保険契約の場合で、つぎの保険年度の契約応当日が年金開始日のときには、割り当てた社員配当金は次号（イ）の方法に準じて分配します。
 - (2) 前号の規定により積み立てた社員配当金は、つぎに定めるところにより支払います。
 - (ア) 保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払により保険契約が消滅する（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金が支払われる場合を含みます。）ときは保険金とともに保険金の受取人に支払います。
 - (イ) 年金保険契約の場合で、年金開始日に積み立てた社員配当金があるときは、年金開始日にその保険契約の責任準備金に充当して、年金額を増額します。ただし、年金開始日の前日に給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により消滅する保険契約については、会社が支払うべき金額とともに保険契約者に支払います。
 - (3) 保険契約が更新される場合には、第1号の規定により積み立てた社員配当金については、前号の規定にかかわらず、保険契約の更新後も引き続き積み立て、更新日の契約基本約款の定めるところにより取り扱います。
- 2 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金等を支払うときは保険金等とともに保険金等の受取人に支払い、保険契約の見直しをするときは見直し価格に充当します。ただし、保険契約が更新されるときは前項に準じて取り扱います。
- 3 前条第1項第3号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
- 4 前条第1項第4号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新されるときは第1項に準じて取り扱います。
- 5 前条第1項第5号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金とともに保険金の受取人に支払います。
- 6 前条第1項第6号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
- 7 前条第1項第7号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおりとします。
- (1) 前条第1項第7号（ア）の規定により割り当てた社員配当金は、年金開始日に保険契約の責任準備金に充当して年金額を増額する方法で分配します。
 - (2) 前条第1項第7号（イ）の規定により割り当てた社員配当金は、つぎの保険年度の契約応当日に年金とともに年金受取人に支払います。
 - (3) 前条第1項第7号（ウ）の規定により割り当てた社員配当金は、死亡一時金とともに年金受取人に支払います。
- 8 前条第1項第8号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおりとします。
- (1) 前条第1項第8号（ア）の規定により割り当てた社員配当金は、3大疾病保険金とともに3大疾病保険金の受取人に支払います。
 - (2) 前条第1項第8号（イ）の規定により割り当てた社員配当金は、その継続サポート年金とともに継続サポート年金の受取人に支払います。
 - (3) 前条第1項第8号（ウ）の規定により割り当てた社員配当金は、継続サポート年金の受取人（継続サポート年金の受取人が死亡したときはその相続人）に支払います。
- 9 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。ただし、第3号については、年金保険契約、第4号については、継続サポート3大疾病保障保険契約に限ります。
- (1) 保険契約が消滅したときに支払う方法
 - (2) 会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法
 - (3) 第7項の規定に準じて分配する方法
 - (4) 前項の規定に準じて分配する方法

13. その他

第22条（請求の手続き）

つぎの各号の取扱は、必要書類（別表1）を会社に提出して請求して下さい。

- (1) つぎの(ア)から(オ)までの取扱
 - (ア) 第8条（保険料払込方法（回数）の変更）に定める保険料払込方法（回数）の変更
 - (イ) 第9条（保険金額等の減額）に定める保険金額等の減額
 - (ウ) 第10条（保険契約者）に定める保険契約者の変更
 - (エ) 第18条（解約）に定める解約
 - (オ) 第19条（保険金等の受取人による保険契約の存続）に定める保険契約の存続
- (2) 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払（保険金等の支払を除きます。）

第23条（解約払戻金等の支払時期および支払場所）

前条（請求の手続き）の支払金の支払時期および支払場所については、給付約款の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、第19条（保険金等の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約の場合の解約払戻金の支払時期については、第19条第1項に定める解約の効力発生日を、給付約款の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定に定める請求にかかる必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

第24条（契約年齢の計算）

- 1 契約日における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約当日ごとに1歳を加えて計算します。

第25条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは保険契約または付加している特約は無効とし、その他のときは会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行いません。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行いません。

第26条（時効）

保険金等、解約払戻金、社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

第27条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の死亡保険金の金額を含みます。）または総合医療保険契約の入院給付金の種類および給付日額
 - (3) 契約日
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日における被保険者の年齢が満年齢で15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者の年齢が満年齢で15歳に到達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金または入院給付金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額・給付日額の増額または特約の途中付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日における被保険者の年齢が満年齢で15歳未満の場合に死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額・給付日額の増額または特約の途中付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額・給付日額の増額または特約の途中付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額・給付日額の増額または特約の途中付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日における被保険者の年齢が満年齢で15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者の年齢が満年齢で15歳に到達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

備考

1. 電磁的方法

第14条（告知義務）および第25条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金、入院給付金、給付日額とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金、入院共済金、共済金額と読み替えます。

第28条（保険料の払込方法（回数）が一時払の場合の特則）

保険料の払込方法（回数）が一時払である会社の定める保険契約の場合は、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第2条（会社の責任開始期）第1項の規定にかかわらず、会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
- (ア) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
- (イ) 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時（第14条（告知義務）に定める告知前に受け取った場合には、告知の時）
- (2) 第4条（保険料の払込）、第5条（保険料の払込方法（経路））、第6条（保険料の一括払込または前納）および第7条（払込期月に保険料の払込がない場合）の規定は適用しません。

14. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第29条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 保険契約の締結の際、保険契約者から複数の保険契約の保険料をあわせて払い込む旨の申出があった場合、会社は申出のあった複数の保険契約について、同一の契約締結時の書面で引き受けることがあります。この場合、同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約をそれぞれ本条において「特定契約」といいます。
- 2 前項に定める特定契約につき各号に定める規定が適用される場合は、その更新または変更後の保険契約についても、前項の「同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約」に含まれます。
- (1) 給付約款に定める保険契約の更新に関する規定
- (2) 保険期間満了時の変更取扱いに関する特約の規定
- 3 保険契約者が特定契約についてつぎの各号の変更を行なう場合は、すべての特定契約について同一の変更の請求を行なって下さい。一部の特定契約のみ変更することはできません。
- (1) 保険契約者の変更
- (2) 死亡保険金受取人の変更（遺言による場合を含みます。）
- (3) 死亡時支払金受取人の変更（遺言による場合を含みます。）
- (4) 指定代理請求人の変更指定（特定契約に付加している特約の指定代理請求人の変更指定を含みます。）
- (5) 保険料の払込方法（経路）または保険料の払込方法（回数）の変更
- 4 保険契約者が特定契約についてつぎの各号の指定をする場合は、すべての特定契約について同一の指定を行なって下さい。特定契約ごとに異なった指定をすることはできません。
- (1) 死亡時支払金受取人の指定
- (2) 指定代理請求人の指定（特定契約に付加している特約の指定代理請求人の指定を含みます。）
- 5 特定契約の解約後に他の特定契約において前2項の各号に定める変更または指定（満期保険金受取人および年金受取人の変更を含みます。）が行なわれた場合で、その解約された特定契約について、解約後に支払事由が生じ給付約款の保険金等の支払に関する規定により会社が保険金等を支払うときは、同規定にかかわらず、その特定契約が解約されていなかったものとした場合にその支払事由の発生時において前2項の規定その他その特定契約の普通保険約款にもとづき受取人となる者に、保険金等を支払います。
- 6 特定契約の解約または保険金額等の減額は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 解約
- 保険契約者が特定契約を解約する場合において、解約した後のすべての特定契約の保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金額に所定の率を乗じて得た金額とします。以下、本項において同じ。）の合計額および解約した後の各特定契約の保険金額等のいずれもが会社の定める限度を下回ることとなるときは、すべての特定契約を解約することを要します。
- (2) 保険金額等の減額
- 第9条（保険金額等の減額）の規定により保険契約者が特定契約の保険金額等を減額する場合は、同条の規定により会社が減額を取り扱う場合のほか、減額した後のすべての特定契約の保険金額の合計額および減額した後の各特定契約の保険金額等のいずれもが会社の定める限度を下回らない限り、会社の定める範囲で減額することができます。
- 7 特定契約の保険料は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、払込期月を同一とするすべての特定契約の保険料をあわせて払い込んで下さい。一部の特定契約の保険料のみを払い込むことはできません。
- (2) 保険料の払込期月中または払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険金等（保険期間の途中で支払事由が生じる生存給付金を除きます。以下、本項において同じ。）の支払事由が生じた場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。
- (3) 前号の支払うべき金額が前号の未払込保険料の合計額に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料の合計額を払い込んで下さい。この未払込保険料の合計額が払い込まれない場合には、会社は、保険金等を支払いません。
- (4) 保険料の払込期月中または払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険料の払込の免除事

- 由が生じた場合で、未払込保険料があるときは、保険契約者は、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を払い込んで下さい。この未払込保険料の合計額が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
- 8 特定契約の保険料の一括払込または前納は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、会社の定める範囲内で、すべての特定契約の保険料をあわせて一括払込または前納して下さい。
 - (2) 保険契約者が特定契約もしくは特定契約に付加している保険料払込免除特約の解約または保険金額等を減額する場合で、会社が保険料一括払込金または保険料前納金の残額を払い戻すときは、すべての特定契約の保険料一括払込金または保険料前納金の残額をあわせて払い戻します。
- 9 死亡保険金のない特定契約があり、他の特定契約において死亡保険金を支払う場合で、被保険者の死亡により死亡保険金のない特定契約についてつぎの各号の金額を会社が支払うときは、第4条（保険料の払込）、第6条（保険料の一括払込または前納）および第21条（社員配当金の分配）ならびに保険契約の見直しに関する特約の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を死亡保険金とともに死亡保険金受取人に支払います。
- (1) 第4条第3項の規定により払い戻す保険料
 - (2) 第4条第4項の規定により支払う保険料相当額
 - (3) 第6条第1号（ウ）または同条第2号（エ）の規定により払い戻す保険料一括払込金または保険料前納金の残額
 - (4) 第20条（社員配当金の割当）第1項第3号の規定により割り当てられた社員配当金
 - (5) 保険契約の見直しに関する特約に定めるつぎの金額
 - (ア) 特約の払戻金に関する規定により払い戻す金額
 - (イ) 見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付に関する規定により払い戻す貸し付けた金額の残額
- 10 特定契約が保険金の支払により消滅する（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金が支払われる場合を含みます。以下、本項において同じ。）と同時に、他の特定契約において保険料払込免除特約により保険料の払込が免除される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険金の支払により消滅する特定契約について前項第1号、同項第2号、同項第3号および同項第5号の金額を会社が支払うときは、第4条および第6条ならびに保険契約の見直しに関する特約の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を保険契約者に支払います。
 - (2) 保険金の支払により消滅する特定契約について、保険契約の見直しに関する特約に定めるところにより、充当価格の残額が払い戻される場合は、その特定契約については第20条第1項第6号および第21条第6項の規定に準じて社員配当金を支払います。
- 11 特定契約が第15条（告知義務違反による解除）または第17条（重大事由による解除）の規定により解除された場合で、その特定契約が解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合はその日）以後その特定契約が解除された日まで他の特定契約において保険金等の支払事由に該当し、その保険金等が支払われるときは、その特定契約の解除にあたっては、第15条第6項第2号の規定にかかわらず、同項第1号が適用される場合の取扱に準じて取り扱います。
- 12 特定契約の社員配当金は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第21条第4項の規定にかかわらず、特定契約の保険期間の満了後も他の特定契約がある場合は、第20条第1項第4号の規定により割り当てられた社員配当金は積み立てるものとします。
 - (2) 社員配当金を積み立てる場合は、第21条第1項第1号および同項第2号の規定にかかわらず、積み立てられるすべての特定契約の社員配当金を合算し、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立て、保険契約者の請求があったときまたはすべての特定契約が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払によりすべての特定契約が消滅するときは保険金とともに保険金の受取人に支払います。
 - (3) 特定契約に養老保険契約がある場合で、その養老保険契約の保険期間が満了するときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 第21条第2項の規定にかかわらず、その養老保険契約の保険期間の満了後も他の特定契約がある場合は、その養老保険契約について第20条第1項第2号の規定により割り当てられた社員配当金は、第1号の規定に準じて積み立てるものとします。
 - (イ) 第21条第2項および同条第4項の規定にかかわらず、その養老保険契約の保険期間の満了時に他の特定契約もすべて消滅する場合は、他の特定契約について第20条第1項第2号および同項第4号の規定により割り当てられた社員配当金は、満期保険金とともに満期保険金受取人に支払います。
 - (4) 第21条第2項の規定にかかわらず、特定契約に生存給付金付定期保険契約がある場合で、その生存給付金付定期保険契約の保険期間の満了後も他の特定契約があるときは、その生存給付金付定期保険契約について第20条第1項第2号の規定により割り当てられた社員配当金は、第1号の規定に準じて積み立てるものとします。
 - (5) 特定契約に年金保険契約がある場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) その年金保険契約以外の他の特定契約に割り当てられた社員配当金については、つぎのとおり取り扱います。
 - (i) 第21条第1項第1号および同項第2号の規定にかかわらず、他の特定契約の契約応当日の到来時にその年金保険契約の年金開始日も到来する場合には、他の特定契約について第20条第1項第1号の規定により割り当てられた社員配当金は（イ）の方法に準じて分配します。
 - (ii) 第21条第2項および同条第4項ならびに本項第1号、第3号（ア）および前号の規定にかかわらず、他の特定契約の保険期間の満了の際にその年金保険契約の年金開始日が到来する場合には、他の特定契約について第20条第1項第2号および同項第4号の規定により割り当てられた社員配当金は（イ）の方法に準じて分配します。
 - (イ) その年金保険契約の年金開始日に第2号の規定により積み立てた社員配当金があるときは、第2号の規定にかかわらず、年金開始日にその年金保険契約の責任準備金に充当して、年金額を増額します。ただし、年金開始日の前日に年金保険契約の給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定によりその年金保険契約が消滅する場合は、つぎのとおり取り扱います。

- (i) その年金保険契約の消滅時に他の特定契約もすべて消滅する場合
第2号の規定により積み立てた社員配当金については、その年金保険契約の消滅により会社が支払うべき金額とともに保険契約者に支払います。
- (ii) その年金保険契約の消滅後も他の特定契約がある場合
第2号の規定により積み立てた社員配当金については、引き続き、第2号に定めるところにより取り扱います。

終身保険（有配当2012）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金

- 第1条 死亡保険金
- 第2条 死亡保険金の削減支払

2. 死亡保険金受取人

- 第3条 死亡保険金受取人
- 第4条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

- 第5条 総則

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

- 第6条 請求の手続き
- 第7条 保険金の支払時期および支払場所

5. 保険契約者に対する貸付

- 第8条 保険契約者に対する貸付

6. 払戻金

- 第9条 払戻金

7. 特別条件

- 第10条 特別条件

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

- 第11条 死亡保険金の支払に関する取扱

9. この保険契約の一部を一時払とする特則

- 第12条 この保険契約の一部を一時払とする特則

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

- 第13条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

終身保険（有配当2012）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、一生にわたって、ご家族の生活安定のため、被保険者の万一の場合に備えていただく保険です。

（2）この約款の趣旨

この約款は、終身保険（有配当2012）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金

第1条（死亡保険金）

1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもつぎその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

3 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

（1）責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき

（2）保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）

（3）死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前2号の場合を除きます。）

第2条（死亡保険金の削減支払）

前条（死亡保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

2. 死亡保険金受取人

第3条（死亡保険金受取人）

1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。

3 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を

定めて下さい。

第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 1 前条（死亡保険金受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

第5条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱について規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

第6条（請求の手続き）

- 1 保険金の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - （1）第3条（死亡保険金受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （2）第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （3）第8条（保険契約者に対する貸付）に定める保険契約者に対する貸付
 - （4）リビング・ニース特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特約保険金の請求
 - （5）保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第7条（保険金の支払時期および支払場所）

- 1 保険金は、前条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 保険金を支払うために確認が必要かつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - （1）保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - （2）保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - （3）契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - （4）契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - （1）前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - （2）前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - （3）前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知します。

- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

5. 保険契約者に対する貸付

第8条(保険契約者に対する貸付)

- 1 保険契約者は、この保険契約の解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。
- 4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。
- 5 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につきの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものとし、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号または第3号に該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がかえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。
 - (1) この保険契約が消滅したとき
 - (2) この保険契約の保険金額を減額したとき(リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により保険金額が減額された場合および保険契約の見直しに関する特約の規定によりこの保険契約の一部の解除が行なわれた場合を含みます。)
 - (3) 契約年齢または性別の誤りの処理により、保険料の差額の精算等の取扱いが行なわれたとき
- 6 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金(以下、「既貸付元利金」といいます。)と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額(第1項に定める範囲内であることを要します。)とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- 7 会社は、毎月の会社所定の日(以下、「判定日」といいます。)において、判定日の属する月の5か月後の月における契約日の月単位の応当日(以下、「月ごと応当日」といいます。)までの本条の貸付金の元利合計額および基準日におけるこの保険契約の解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額がこの保険契約の解約払戻金額をかえるとき(以下、「超過状態」といいます。)は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌月末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 8 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌月末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもってこの保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 9 前2項の通知を行なう場合、契約基本約款に定める保険契約者の住所の変更に係る規定における保険契約者が住所の変更の通知をしなかった場合の取扱いを適用します。
- 10 第8項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、この保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 11 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 超過状態となる場合
超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第8項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱いをします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。
 - (2) 超過状態とならない場合
前3項の規定は適用しません。この場合、第7項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項および第4項の規定を適用します。
- 12 第8項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

6. 払戻金

第9条(払戻金)

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

7. 特別条件

第10条（特別条件）

- この保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この保険契約の責任を負うことがあります。
 - 追加保険料領収法（保険料の払込方法（回数）が一時払の場合に限り、この方法によることができます。）
 - 保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。
 - 特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、前条（払戻金）の規定を適用して計算し、この保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を、この保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金をそれぞれ含めるものとします。
- 追加保険料の金額、保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

第11条（死亡保険金の支払に関する取扱）

- 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条（死亡保険金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 解約がなされず、この保険契約が有効中であったとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。ただし、第1条第1項に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条第1項に定める支払事由に該当し、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 会社は、減額前の保険金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第1条第1項に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
 - 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約（保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

9. この保険契約の一部を一時払とする特則

第12条（この保険契約の一部を一時払とする特則）

- 保険契約者は、この保険契約の締結の際にこの特則を付加することによって、第1回保険料の一部として一時払保険料を払い込み、この保険契約の一部を一時払終身保険とすることができます。
- 前項の場合、契約基本約款およびこの約款の規定は、一時払終身保険部分を含んだ保険契約として適用されるものとします。ただし、契約基本約款に定める保険料の払込方法（回数）が一時払の場合の特則に関する規定は適用しません。

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第13条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この保険契約が第8条（保険契約者に対する貸付）に定める貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - この保険契約が第8条の規定により解除となり消滅する場合は、他の特定契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとします。

- (イ) この保険契約の消滅時に他の特定契約も消滅する場合、第8条第5項の規定によりこの保険契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅する他の特定契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第1条（死亡保険金）第1項に定める免責事由に該当した場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。

養老保険（有配当2012）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金、満期保険金

第1条 死亡保険金、満期保険金

第2条 死亡保険金の削減支払

2. 保険金の受取人

第3条 保険金の受取人

第4条 遺言による保険金の受取人の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

第5条 総則

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

第6条 請求の手続き

第7条 指定代理請求人による請求

第8条 保険金の支払時期および支払場所

5. 保険契約者に対する貸付

第9条 保険契約者に対する貸付

6. 払戻金

第10条 払戻金

7. 特別条件

第11条 特別条件

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

第12条 死亡保険金の支払に関する取扱

9. この保険契約の一部を一時払とする特則

第13条 この保険契約の一部を一時払とする特則

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第14条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

養老保険（有配当2012）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡したとき、または生存して満期を迎えられたときに所定の保険金をお支払いすることを目的としたものです。

（2）この約款の趣旨

この約款は、養老保険（有配当2012）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金、満期保険金

第1条（死亡保険金、満期保険金）

1 この保険契約の死亡保険金、満期保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
(1) 死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
(2) 満期保険金	被保険者が保険期間満了時まで生存していたとき	保険金額	満期保険金受取人	

2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもとづきその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

3 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

(1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき

(2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）

(3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前2号の場合を除きます。）

第2条（死亡保険金の削減支払）

前条（死亡保険金、満期保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

2. 保険金の受取人

第3条（保険金の受取人）

- 1 保険契約者は、死亡保険金または満期保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人または満期保険金受取人を変更することができます。
- 2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。
- 3 満期保険金受取人の死亡時以後、満期保険金受取人の変更が行なわれていない間は、満期保険金受取人の死亡時の法定相続人を満期保険金受取人（本項の規定により満期保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により満期保険金受取人となった者のうち生存している他の満期保険金受取人）とします。
- 4 前2項により死亡保険金受取人または満期保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 5 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。また、第1項の通知が会社に到達する前に変更前の満期保険金受取人に満期保険金を支払った場合も同様とします。
- 6 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。また、満期保険金受取人が2人以上いる場合も同様とします。

第4条（遺言による保険金の受取人の変更）

- 1 前条（保険金の受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金または満期保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人または満期保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人または満期保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人または満期保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱いに関する規定

3. 総則

第5条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱いについて規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

第6条（請求の手続き）

- 1 保険金の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険契約者が、満期保険金受取人と同一人であり、かつ、法人でない場合で、会社の定める基準を満たすときは、会社は、保険期間満了の日の翌日に満期保険金受取人から満期保険金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第1項に定める死亡保険金の支払事由が生じた旨の通知が保険期間満了の日の翌日までになされた場合は、本項の取扱いは行ないません。
- 4 会社が満期保険金受取人に満期保険金（満期保険金とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同じ。）を支払った場合で、死亡保険金の支払事由が生じていたときには、会社は満期保険金を受け取った者に、民法等の関係法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、死亡保険金が支払われることとなるときは、会社は死亡保険金受取人に死亡保険金を支払います。
- 5 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - （1）第3条（保険金の受取人）に定める保険金の受取人の変更に関する通知
 - （2）第4条（遺言による保険金の受取人の変更）に定める遺言による保険金の受取人の変更に関する通知
 - （3）次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による満期保険金の請求
 - （4）第9条（保険契約者に対する貸付）に定める保険契約者に対する貸付
 - （5）リビング・ニース特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特約保険金の請求
 - （6）保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第7条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、満期保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、満期保険金受取人のために満期保険金を請求すべき適当な関係があると会社が認められた者
 - (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 死亡保険金受取人
 - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、被保険者と満期保険金受取人が同一人である場合で、満期保険金受取人が満期保険金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めるときその他の満期保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、満期保険金受取人の代理人として満期保険金の請求をすることができます。
- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社が満期保険金を満期保険金受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその満期保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に満期保険金受取人を第3項に定める満期保険金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第8条（保険金の支払時期および支払場所）

- 1 保険金は、第6条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 第6条第3項本文の場合、前項中「第6条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日」とあるのを「保険期間満了の日の翌日」と読み替えて、前項の規定を適用します。
- 3 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます（ただし、第6条第3項本文の場合を除きます。）。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第6条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 4 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第6条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 5 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知をします。

- 6 第3項および第4項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 7 第1項および前4項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

5. 保険契約者に対する貸付

第9条(保険契約者に対する貸付)

- 1 保険契約者は、この保険契約の解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。
- 4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。
- 5 第3項の場合で、貸付期間の満了日が保険期間満了の日の翌日以後となるときは、貸付期間の満了日は保険期間満了の日とします。また、前項の規定により貸付期間を延長する場合も同様とします。
- 6 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につきの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものとし、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号または第3号に該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がかえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。
 - (1) この保険契約が消滅したとき
 - (2) この保険契約の保険金額を減額したとき(リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により保険金額が減額された場合および保険契約の見直しに関する特約の規定によりこの保険契約の一部の解除が行なわれた場合を含みます。)
 - (3) 契約年齢または性別の誤りの処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき
- 7 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金(以下、「既貸付元利金」といいます。)と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額(第1項に定める範囲内であることを要します。)とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- 8 会社は、毎月の会社所定の日(以下、「判定日」といいます。)において、判定日の属する月の5か月後の月における契約日の月単位の応当日(以下、「月ごと応当日」といいます。)と、応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。)の前日(以下、「基準日」といいます。)までの本条の貸付金の元利合計額および基準日におけるこの保険契約の解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額がこの保険契約の解約払戻金額をかえるとき(以下、「超過状態」といいます。)は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌月末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 9 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌月末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもってこの保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 10 前2項の通知を行なう場合、契約基本約款に定める保険契約者の住所の変更に係る規定における保険契約者が住所の変更の通知をしなかった場合の取扱を適用します。
- 11 第9項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、この保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 12 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 超過状態となる場合
超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第9項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。
 - (2) 超過状態とならない場合
前3項の規定は適用しません。この場合、第8項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項、第4項および第5項の規定を適用します。
- 13 第9項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

6. 払戻金

第10条（払戻金）

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

7. 特別条件

第11条（特別条件）

- この保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この保険契約の責任を負うことがあります。
 - 追加保険料領収法（保険料の払込方法（回数）が一時払の場合に限り、この方法によることができます。）
 - 保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。
 - 特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、前条（払戻金）の規定を適用して計算し、この保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を、この保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金をそれぞれ含めるものとします。
- 追加保険料の金額、保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

第12条（死亡保険金の支払に関する取扱）

- 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条（死亡保険金、満期保険金）第1項第1号に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 解約がなされず、この保険契約が有効中であつたとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。ただし、第1条第1項第1号に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかつた金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となつた者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となつた者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条第1項第1号に定める支払事由に該当し、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 会社は、減額前の保険金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第1条第1項第1号に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
 - 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかつた金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約（保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

9. この保険契約の一部を一時払とする特則

第13条（この保険契約の一部を一時払とする特則）

- 保険契約者は、この保険契約の締結の際にこの特則を付加することによって、第1回保険料の一部として一時払保険料を払い込み、この保険契約の一部を一時払養老保険とすることができます。
- 前項の場合、契約基本約款およびこの約款の規定は、一時払養老保険部分を含んだ保険契約として適用されるものとします。ただし、契約基本約款に定める保険料の払込方法（回数）が一時払の場合の特則に関する規定は適用しません。

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第14条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約が第9条（保険契約者に対する貸付）に定める貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) この保険契約が第9条の規定により解除となり消滅する場合は、他の特定契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとします。
 - (イ) この保険契約の消滅時に他の特定契約も消滅する場合、第9条第6項の規定によりこの保険契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅する他の特定契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第1条（死亡保険金、満期保険金）第1項第1号に定める免責事由に該当した場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。

年金保険（有配当2012）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 年金

- 第1条 年金開始日、年金支払基準日
- 第2条 年金の種類
- 第3条 年金支払期間の変更
- 第4条 死亡一時金の支払に代えての年金の支払
- 第5条 年金の一括支払

2. 死亡保険金

- 第6条 死亡保険金
- 第7条 死亡保険金の削減支払

3. 受取人

- 第8条 年金受取人
- 第9条 後継年金受取人
- 第10条 年金受取人または後継年金受取人の変更
- 第11条 死亡保険金受取人
- 第12条 遺言による年金等の受取人の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

4. 総則

- 第13条 総則

5. 請求、年金等の支払時期および支払場所

- 第14条 請求の手続き
- 第15条 指定代理請求人による請求
- 第16条 年金等の支払時期および支払場所

6. 保険契約者に対する貸付

- 第17条 保険契約者に対する貸付

7. 払戻金

- 第18条 払戻金

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

- 第19条 死亡保険金の支払に関する取扱

9. この保険契約の一部を一時払とする特則

- 第20条 この保険契約の一部を一時払とする特則

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

- 第21条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

年金保険（有配当2012）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、年金開始日以後、所定の年金をお支払いすることにより、老後の生活の安定を図ることを目的としたものです。

（2）この約款の趣旨

この約款は、年金保険（有配当2012）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 年金

第1条（年金開始日、年金支払基準日）

1 年金開始日は、被保険者の年齢（契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。）が、この保険契約の締結の際に約定した年金開始年齢に到達する契約日の年単位の応当日をいいます。

2 年金支払基準日はつぎの各号のとおりとします。なお、年金の支払時期は、第16条（年金等の支払時期および支払場所）に定めるところによります。

（1）第1回年金支払基準日

年金開始日

（2）第2回目以後の年金支払基準日

第1回年金支払基準日の毎年の応当日

第2条（年金の種類）

年金の種類は確定年金とします。この場合、この保険契約の年金、死亡一時金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
(1)年金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払基準日に生存しているとき	年金額	年金受取人
(2)死亡一時金	被保険者が、第1回年金支払基準日以後保険期間中の最後の年金支払基準日前に死亡したとき	将来の年金の現価に相当する金額	

第3条（年金支払期間の変更）

1 保険契約者は、年金開始日の前日（以下、「変更日」といいます。）に、会社の定める範囲内で、年金支払期間を変更することができます。ただし、変更日に会社を取り扱っている年金支払期間に限りです。

2 会社は、本条の規定にかかわらず、年金支払期間の変更後の年金額が会社の定める限度を下回る場合は、年金支払期間の変更を取り扱いません。

第4条（死亡一時金の支払に代えての年金の支払）

第2条（年金の種類）の規定にかかわらず、年金受取人は、死亡一時金の支払に代えて、年金支払期間中、継続して年金を受け取ることができます。この場合、この保険契約は、年金支払期間が満了した時に消滅します。

第5条（年金の一括支払）

年金開始日以後、年金受取人は、将来の年金の支払に代えて、将来の年金の現価に相当する金額の一括支払（この取扱を以下、「年金の一括支払」といいます。）を請求することができます。この場合、この保険契約は年金の一括支払を行なった時に消滅します。

2. 死亡保険金

第6条（死亡保険金）

1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
死亡 保 険 金	被保険者が年金開始日前に死亡したとき	別表29の金額	死 亡 保 険 金 受 取 人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもつぎその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

3 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

- (1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
- (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）
- (3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前2号の場合を除きます。）

第7条（死亡保険金の削減支払）

前条（死亡保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

3. 受取人

第8条（年金受取人）

- 1 保険契約者は、保険契約者または被保険者のうちから年金受取人を1人指定して下さい。
- 2 年金受取人は、年金開始日に、この保険契約に関する保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。

第9条（後継年金受取人）

- 1 保険契約者は、年金開始日の前日に、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の権利および義務のすべてを承継すべき者（以下、「後継年金受取人」といいます。）を1人指定して下さい。
- 2 前項の規定にかかわらず、年金開始日の前日において、保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人である場合（死亡保険金受取人が2人以上いる場合または第11条（死亡保険金受取人）第2項の規定が適用される場合を除きます。）は、死亡保険金受取人を後継年金受取人とします。ただし、保険契約者は、年金開始日の前日に、会社に対する通知により、死亡保険金受取人以外の1人の者を後継年金受取人に指定することができます。
- 3 年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が、その年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします（以後、後継年金受取人が年金受取人となるものとします。）。
- 4 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に後継年金受取人の変更が行なわれていないときは、会社は、つぎの各号の者を後継年金受取人とみなして、前項の取扱を行いません。
 - (1) 被保険者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
年金受取人の法定相続人
- 5 前項第2号の規定により後継年金受取人となった者が2人以上いる場合は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) その受取割合は均等割合とします。
 - (2) 当該後継年金受取人の中から他の後継年金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。
- 6 本条に掲げる者であって、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
- 7 年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、新たに、後継年金受取人を1人指定して下さい。

第10条（年金受取人または後継年金受取人の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。
- 2 変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者のうちから1人指定することを要します。ただし、年金開始日以後は、

変更後の年金受取人は被保険者に限ります。

- 年金開始日以後に、前2項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は、この保険契約に関する保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。
- 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の後継年金受取人として1人の者を指定することを要します。
- 第1項または前項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人（前項の場合は後継年金受取人。以下、本項において同じ。）に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第11条（死亡保険金受取人）

- 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。
- 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第12条（遺言による年金等の受取人の変更）

- 前2条に定めるほか、保険契約者（年金開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、つぎに定める受取人の変更をすることができます。
 - 年金受取人の変更
 - 後継年金受取人の変更
 - 死亡保険金受取人の変更（ただし、死亡保険金の支払事由が発生するまでに限ります。）
- 前項の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 第1項第1号に定める年金受取人の変更については、前2項に定めるほか、第10条（年金受取人または後継年金受取人の変更）第2項および第3項の規定を準用します。
- 第1項第2号の規定により変更された後継年金受取人については、第9条（後継年金受取人）第5項第2号の規定を準用します。
- 前4項による受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

4. 総則

第13条（総則）

- 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱について規定するものです。
- この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

5. 請求、年金等の支払時期および支払場所

第14条（請求の手続き）

- 年金、死亡保険金もしくは死亡一時金（以下、「年金等」といいます。）の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた年金等の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 支払事由が生じた年金等の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して年金等（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 前項の規定にかかわらず、年金の請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 第1回目の年金
保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人である場合で、会社の定める基準を満たすときは、会社は、第1回年金支払基準日に年金受取人から年金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第1項に定める死亡保険金の支払事由が生じた旨の通知が第1回年金支払基準日までになされた場合は、本号の取扱は行ないません。
 - 第2回目以後の年金
被保険者と年金受取人が同一人である場合で、会社の定める基準を満たすときは、会社は、それぞれの年金支払基準日に年金受取人から年金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第1項に定める死亡一時金の支払事由が生じた旨の通知がそれぞれの年金支払基準日までになされた場合は、本号の取扱は行ないません。
- 会社が年金受取人に年金（年金とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同じ。）を支払った場合で、死

亡保険金または死亡一時金の支払事由が生じていたときには、会社は、死亡保険金または死亡一時金の支払事由が生じた後に到来する年金支払基準日に対応する年金を受け取った者に、民法等の関係法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、死亡保険金が支払われることとなるときは、会社は死亡保険金受取人に死亡保険金を支払い、また死亡一時金が支払われることとなるときは、会社は年金受取人に死亡一時金を支払います。

5 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

- (1) 第3条（年金支払期間の変更）に定める年金支払期間の変更
- (2) 第4条（死亡一時金の支払に代えての年金の支払）に定める死亡一時金の支払に代えての年金の支払の請求
- (3) 第5条（年金の一括支払）に定める年金の一括支払の請求
- (4) 第9条（後継年金受取人）に定める後継年金受取人の指定に関する通知
- (5) 第10条（年金受取人または後継年金受取人の変更）に定める年金受取人または後継年金受取人の変更に関する通知
- (6) 第11条（死亡保険金受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
- (7) 第12条（遺言による年金等の受取人の変更）に定める遺言による年金等の受取人の変更に関する通知
- (8) 次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による年金の請求
- (9) 第17条（保険契約者に対する貸付）に定める保険契約者に対する貸付
- (10) 保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第15条（指定代理請求人による請求）

1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、年金受取人が法人である場合を除きます。

- (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、年金受取人のために年金を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者
 - (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 死亡保険金受取人または後継年金受取人
 - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、被保険者と年金受取人が同一人である場合で、年金受取人が年金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めるときその他の年金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金の請求をすることができます。
- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社が年金を年金受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に年金受取人を第3項に定める年金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡保険金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第16条（年金等の支払時期および支払場所）

- 1 年金等は、第14条（請求の手続き）に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 第14条第3項各号本文の場合、前項中「第14条（請求の手続き）に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日」とあるのを、第1回目の年金の場合は「第1回年金支払基準日」、第2回目以後の年金の場合は「それぞれの年金支払基準日」と読み替えて、前項の規定を適用します。
- 3 年金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から年金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます（ただし、第14条第3項各号本文の場合を除きます。）。この場合には、第1項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第14条に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 年金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
年金等の支払事由が発生した原因

- (3) 契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
- (4) 契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金等の請求時までにおける事実
- 4 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第14条に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 5 前2項の規定を適用する場合には、会社は、年金等を請求した者に通知します。
- 6 第3項および第4項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。
- 7 第1項および前4項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

6. 保険契約者に対する貸付

第17条（保険契約者に対する貸付）

- 1 保険契約者は、年金開始日前に限り、この保険契約の解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。
- 4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。
- 5 第3項の場合で、貸付期間の満了日が年金開始日以後となるときは、貸付期間の満了日は年金開始日の前日とします。また、前項の規定により貸付期間を延長する場合も同様とします。
- 6 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものとし、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号または第3号に該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がこえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。
 - (1) この保険契約が消滅したとき
 - (2) この保険契約の年金額を減額したとき（保険契約の見直しに関する特約の規定によりこの保険契約の一部の解除が行なわれた場合を含みます。）
 - (3) 契約年齢または性別の処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき
- 7 年金開始日の前日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、年金開始日の前日にこの保険契約の責任準備金から貸付金の元利金を差し引きます。ただし、差し引き後の責任準備金によって計算される年金額が会社の定める金額に満たないときは年金の支払を行わず、差し引き後の金額を一時に保険契約者に支払います。この場合、この保険契約は年金開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 8 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金（以下、「既貸付元利金」といいます。）と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額（第1項に定める範囲内であることを要します。）とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- 9 会社は、毎月の会社所定の日（以下、「判定日」といいます。）において、判定日の属する月の5か月後の月における契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の前日（以下、「基準日」といいます。）までの本条の貸付金の元利合計額および基準日におけるこの保険契約の解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額がこの保険契約の解約払戻金額をこえるとき（以下、「超過状態」といいます。）は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌月末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 10 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌月末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金

の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもってこの保険契約を解除することを保険契約者に通知します。

- 11 前2項の通知を行なう場合、契約基本約款に定める保険契約者の住所の変更に関する規定における保険契約者が住所の変更の通知をしなかった場合の取扱を適用します。
- 12 第10項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、この保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 13 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 超過状態となる場合
超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第10項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。
 - (2) 超過状態とならない場合
前3項の規定は適用しません。この場合、第9項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項、第4項および第5項の規定を適用します。
- 14 第10項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

7. 払戻金

第18条（払戻金）

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

第19条（死亡保険金の支払に関する取扱）

- 1 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第6条（死亡保険金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であつたとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。ただし、第6条第1項に定める支払額は、別表29の金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - (2) 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- 2 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の年金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第6条第1項に定める支払事由に該当し、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、減額前の別表29の金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第6条第1項に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
 - (2) 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 3 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約（年金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

9. この保険契約の一部を一時払とする特則

第20条（この保険契約の一部を一時払とする特則）

- 1 保険契約者は、この保険契約の締結の際にこの特則を付加することによって、第1回保険料の一部として一時払保険料を払い込み、この保険契約の一部を一時払年金保険とすることができます。
- 2 前項の場合、契約基本約款およびこの約款の規定は、一時払年金保険部分を含んだ保険契約として適用されるものとします。ただし、契約基本約款に定める保険料の払込方法（回数）が一時払の場合の特則に関する規定は適用しません。

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第21条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - （1）この保険契約が第17条（保険契約者に対する貸付）に定める貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - （ア）この保険契約が第17条の規定により解除となり消滅する場合は、他の特定契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとします。
 - （イ）この保険契約の消滅時に他の特定契約も消滅する場合、第17条第6項の規定によりこの保険契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅する他の特定契約の支払うべき金額から差し引きます。
 - （2）第6条（死亡保険金）第1項に定める免責事由に該当した場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、年金開始日以後、この保険契約は、契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める特定契約としては取り扱いません。ただし、特定契約の普通保険約款および特約の約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定のうち、つぎの各号の規定は適用します。
 - （1）特定契約の普通保険約款および特約の約款に定める生存給付金、積み立てた社員配当金その他の会社が支払うべき金額を年金開始日にこの保険契約の責任準備金に充当して年金額を増額する規定
 - （2）年金開始日の前日までにすでに到来している保険料期間の特定契約の保険料の取扱に関する規定

リビング・ニーズ特約（2012）目次

この特約の趣旨

1. この特約の給付に関する規定

- 第1条 特約保険金
- 第2条 特約保険金の削減支払
- 第3条 特約保険金の受取人

2. この特約の取扱に関する規定

- 第4条 特約の付加
- 第5条 会社の責任開始期
- 第6条 指定代理請求人による請求
- 第7条 特約の消滅

- 第8条 払戻金
- 第9条 特約の社員配当金

3. 特則

- 第10条 主契約に特別条件が適用された場合の特則
- 第11条 主契約が逡増定期保険契約の場合の特則
- 第12条 主契約が出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の場合の特則
- 第13条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

リビング・ニーズ特約（2012）

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、特約保険金の受取人の請求により、死亡保険金の全部または一部について、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の給付に関する規定

第1条（特約保険金）

1 この特約の特約保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額のうち特約保険金の受取人が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、第3項に定める特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき i) 保険契約者の故意 ii) 被保険者の故意 iii) 指定代理請求人の故意

2 前項の規定にかかわらず、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求に関する規定に定める必要書類が会社に到達しないかぎり、会社は、特約保険金を支払いません。

3 第1項の規定にかかわらず、前項の必要書類が会社に到達した日（以下、「特約保険金の請求日」といいます。）が主契約の保険期間の満了（主約款の保険契約の更新に関する規定により主契約が更新される場合および主契約に保険期間満了時の変更取扱に関する特約が適用される場合（以下、これらの場合を「更新・変更」といいます。）を除きます。）前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。

4 第1項の指定保険金額の指定については、会社の定める範囲内で取り扱います。

5 前項に定めるほか、この特約の被保険者と被保険者が同一である会社の定める他の保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合には、つぎに定めるところによります。（以下、この場合の会社の定める他の保険契約を「他契約」といいます。）

(1) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より前である場合 特約保険金の受取人（指定代理請求人による請求の場合は指定代理請求人とします。以下、本項において同じ。）が指定した保険金額を指定保険金額とします。

(2) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一である場合 特約保険金の受取人が指定した保険金額にかかわらず、つぎの金額を指定保険金額とします。ただし、この特約および特約保険金の請求日を同一とす

る他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額が会社の定める金額をこえない場合には、特約保険金の受取人が指定した保険金額を指定保険金額とします。

この特約および特約保険金の請求日を同一
会社の定める金額 × 特約保険金の受取人が指定した保険金額 ÷ とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額

- (3) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より後である場合 会社の定める金額から、特約保険金の請求日が前の他契約の特約の指定保険金額を差し引いた金額を、指定保険金額の上限とします。
- 6 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日に消滅したものとします。
- 7 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主約款の保険金額の減額に関する規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
- 8 特約保険金の支払前に被保険者が死亡しているときは、会社は、特約保険金を支払いません。
- 9 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金（3大疾病保障保険契約および出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の上皮内新生物診断保険金を除きます。以下、本項および次項において同じ。）の請求を受け、主約款に定める保険金が支払われるときは、会社は、特約保険金を支払いません。
- 10 主約款に定める保険金が支払われた場合には、その支払後に特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 11 主約款の保険契約者に対する貸付に関する規定により保険契約者に対する貸付が行なわれている場合には、会社は、会社が支払うべき金額から、会社の定める計算方法により、その元利金を差し引きます。
- 12 特約保険金が支払われることにより、主約款の保険料の払込に関する規定中すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合の取扱に関する規定が適用される主契約については、当該規定の適用にあたって、特約保険金の請求日から6か月を経過した日を当該規定中の保険料の全部または一部の払込を要しなくなった事由の生じた日として取り扱います。

第2条（特約保険金の削減支払）

前条（特約保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により前条第1項に定める支払事由に該当した場合で、その原因により前条第1項に定める支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、指定保険金額分に対応する責任準備金を下回ることはありません。

第3条（特約保険金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1条（特約保険金）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約保険金の受取人とします。
- 2 特約保険金の受取人は、第1条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。

2. この特約の取扱に関する規定

第4条（特約の付加）

- 1 この特約は、会社の定める主契約の締結の際、その主契約に自動的に付加されます。
- 2 主契約の更新・変更の際、主契約に付加されているこの特約は、引き続き、更新・変更後の主契約に付加されます。

第5条（会社の責任開始期）

会社は、この特約を付加する主契約の責任開始期からこの特約上の責任を負います。

第6条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます。（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）ただし、特約保険金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) つぎの範囲内の者
- (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (イ) 被保険者の直系血族
- (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
- (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、特約保険金の受取人のために特約保険金を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者
- (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
- (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
- (ウ) 死亡保険金受取人
- (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約または主契約に付加している他の特約において指定代理請求人を指定する場合は、この特約についても同一の指定を行なって下さい。主契約または主契約に付加している他の特約とこの特約について異なる

った指定をすることはできません。また、主契約または主契約に付加している他の特約において指定代理請求人を変更指定する場合は、この特約についても同一の変更指定を行なって下さい。主契約または主契約に付加している他の特約とこの特約について異なった変更指定をすることはできません。

- 4 主約款の請求の手続きに関する規定に定める特約保険金の受取人による請求の規定にかかわらず、特約保険金の受取人が特約保険金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の特約保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めたとときは、前3項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金の請求をすることができます。
- 5 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 6 第4項の規定により、会社が特約保険金を特約保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 7 本条の規定にかかわらず、故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に特約保険金の受取人を第4項に定める特約保険金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 8 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第7条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第1条（特約保険金）に規定する特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第8条（払戻金）

この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

第9条（特約の社員配当金）

この特約に対する社員配当金はありません。

3. 特則

第10条（主契約に特別条件が適用された場合の特則）

主約款に定める特別条件の保険金削減支払法が適用されている主契約の場合で、保険金削減の期間中に特約保険金の請求があったときには、会社は、指定保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から6か月間の、この金額に対応する利息に相当する金額および指定保険金額に対応する保険料に相当する金額を差し引いた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が第1条（特約保険金）第1項の支払事由に該当したときは、本条の規定は適用しません。

第11条（主契約が通増定期保険契約の場合の特則）

主契約が通増定期保険契約の場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条（特約保険金）第1項の支払額の規定中、「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額」とあるのは、「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額（主契約が通増定期保険契約の場合は第3項に定める特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額。以下、同じ。）」と読み替えます。
- (2) 第1条第7項中、「指定保険金額分」とあるのは、「指定保険金額分（主契約が通増定期保険契約の場合は指定保険金額に対応する基本保険金額分。以下、同じ。）」と読み替えます。

第12条（主契約が出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の場合の特則）

主契約が出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の場合で、この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一であるときには、第1条（特約保険金）第5項第2号の規定にかかわらず、主契約の保険金額を指定保険金額とします。

第13条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定めるところにより、複数の保険契約が同一の契約締結時の書面で引き受けられている場合で、それらの保険契約について、この特約が付加される保険契約（以下、本条において「付加契約」といいます。）があるときは、つぎのとおりとします。ただし、各付加契約の保険期間の満了（各付加契約が更新・変更される場合を除きます。）前1年間は、その付加契約については本条の規定を適用しません。

- (1) 付加契約に付加されているこの特約について特約保険金の請求があったときは、すべての付加契約について特約保険金の請求があったものとして取り扱います。
- (2) 第1条（特約保険金）第1項に定める死亡保険金額は、各付加契約の死亡保険金額を合算した金額とします。
- (3) 付加契約に3大疾病保障保険契約、身体障害保障保険契約または介護保障保険契約がある場合には、前2号の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (ア) 付加契約に3大疾病保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、3大疾病保障保険契約の死亡保険金は含みません。
 - ① 特約保険金を支払う前に、3大疾病保険金の請求を受け、3大疾病保険金が支払われるとき
 - ② 3大疾病保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
 - (イ) 付加契約に身体障害保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、身体障害保障保険契約の死亡保険金は含みません。
 - ① 特約保険金を支払う前に、身体障害保険金の請求を受け、身体障害保険金が支払われるとき

- ② 身体障害保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
- (ウ) 付加契約に介護保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、介護保障保険契約の死亡保険金は含みません。
- ① 特約保険金を支払う前に、介護保険金の請求を受け、介護保険金が支払われるとき
- ② 介護保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
- (4) 第1条第1項に定める金額の指定にあたっては、会社の定める範囲内で、各付加契約の指定保険金額の合計額としての金額を指定するものとします。
- (5) 各付加契約の指定保険金額は、会社の定める範囲内で、前号で指定する金額を基準として、特約保険金の請求日における各付加契約の死亡保険金額の割合に応じて、各付加契約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (6) 第1条第5項の規定にかかわらず、付加契約に付加されているこの特約（以下、「この特約」といいます。）の被保険者と被保険者が同一である他契約（付加契約は含まれません。以下、同じ。）にリビング・ニース特約が付加されている場合には、つぎに定めるところによります。
- (ア) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より前である場合 この特約の特約保険金の受取人（指定代理請求人による請求の場合は指定代理請求人とします。以下、本号において同じ。）が前号の規定にもとづき指定した金額を、各付加契約の指定保険金額とします。
- (イ) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一である場合 この特約の特約保険金の受取人が指定した保険金額にかかわらず、つぎの金額が第4号で指定された金額であったものとして、前号の規定にもとづき指定した金額を各付加契約の指定保険金額とします。ただし、この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額が会社の定める金額をこえない場合には、この特約の特約保険金の受取人が前号の規定にもとづき指定した金額を各付加契約の指定保険金額とします。
- $$\text{会社の定める金額} \times \frac{\text{この特約の特約保険金の受取人が指定した保険金額}}{\text{この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額}}$$
- (ウ) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より後である場合 会社の定める金額から、特約保険金の請求日が前の他契約の特約の指定保険金額を差し引いた金額を、第4号で指定する金額の上限とします。
- (7) 特定契約において養老保険契約または年金保険契約がある場合には、第3条（特約保険金の受取人）第1項中「主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「特定契約の満期保険金受取人（特定契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）、特定契約の年金受取人（特定契約に年金がある場合に限り、この場合、年金の一部の受取人であるときを含みます。）および特定契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
- (8) この特約を解約するときは、主契約とともに解約する場合を除き、すべての特定契約に付加されているこの特約について解約することを要します。

別表（ニッセイ一時払終身保険・ニッセイ一時払養老保険・ニッセイ一時払年金保険）

別表1 必要書類

項 目	請 求 書 類
1. 死亡保険金 （終身保険給付約款第1条、第2条） （養老保険給付約款第1条、第2条） （年金保険給付約款第6条、第7条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 [官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、本別表1において「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合はあわせて（注）もご覧ください。]
2. 満期保険金 （養老保険給付約款第1条、第2条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
3. 年金 （年金保険給付約款第2条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
4. 死亡一時金 （年金保険給付約款第2条） 継続して年金を受け取る方法 （年金保険給付約款第4条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
5. 年金の一括支払金 （年金保険給付約款第5条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
6. 特約保険金 （リビング・ニース特約第1条、第2条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
7. 指定代理請求人による請求 （養老保険給付約款第7条） （年金保険給付約款第15条） （リビング・ニース特約第6条）	(1) 代理請求の対象となる保険金等（保険料の払込の免除を含みます。(5)において同じ。）の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 代理請求の対象となる保険金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
8. 死亡保険金受取人の変更 （終身保険給付約款第3条） （年金保険給付約款第11条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
9. 保険金の受取人の変更 （養老保険給付約款第3条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類

項目	請求書類
10. 年金受取人または後継年金受取人の変更 (年金保険給付約款第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類
11. 遺言による死亡保険金受取人の変更 (終身保険給付約款第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
12. 遺言による保険金の受取人の変更 (養老保険給付約款第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
13. 遺言による年金等の受取人の変更 (年金保険給付約款第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人。(4)、(5)において同じ。)の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
14. 指定代理請求人の指定・変更指定 (養老保険給付約款第7条) (リビング・ニース特約第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
15. 指定代理請求人の指定・変更指定 (年金保険給付約款第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類
16. 年金支払期間の変更 (年金保険給付約款第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
17. 後継年金受取人の指定 (年金保険給付約款第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合は、年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類
18. 保険契約者に対する貸付 (終身保険給付約款第8条) (養老保険給付約款第9条) (年金保険給付約款第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
19. 保険料払込方法(回数)の変更 (契約基本約款第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
20. 保険金額等の減額 (契約基本約款第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
21. 保険契約者の変更 (契約基本約款第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
22. 解約 (契約基本約款第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類

項目	請求書類
23. 保険金等の受取人による保険契約の存続 (契約基本約款第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人が保険契約者の親族または被保険者の親族であることを証する書類(ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者である場合を除きます。) (3) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (4) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
24. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金 (契約基本約款第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。 ・官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの保険契約の保険金等の全部またはその相当部分を遺族補償規定等にもとづく死亡退職金または弔慰金等(以下、「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金等の請求の際、つぎの①および②の書類の提出も必要とします。 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書(死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。) ②保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類 ・会社は、上記以外の書類の提出を求めると、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 	

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01. 0
パラチフスA	A01. 1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96. 2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98. 0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98. 3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98. 4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限りません。)	U04

別表29 死亡保険金

死亡保険金は、つぎの算式によって計算される金額とします。

(1) 保険料払込方法（回数）が年払または月払の保険契約

$$(\text{第1回年金額}) \times (\text{会社所定の率}) \times \left[\frac{\text{経過年月数}}{\text{保険料払込期間}} \right]$$

(2) 保険料払込方法（回数）が一時払の保険契約

$$(\text{一時払保険料}) + \left[(\text{第1回年金額}) \times (\text{会社所定の率}) - (\text{一時払保険料}) \right] \times \left[\frac{\text{経過年月数}}{\text{契約日から年金開始日の前日までの期間}} \right]$$

(注) 「経過年月数」とは、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月ごと応当日の前日までの年月数とします。

別表 29 中の会社所定の率

	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金
① 保険料払込方法（回数）が年払または月払の保険契約	4.966	9.727	14.293
② 保険料払込方法（回数）が一時払の保険契約	4.951	9.663	14.148

※一部一時払部分については①の表を適用します。